

各 位

会社名 アズビル株式会社
代表者名 取締役 代表執行役社長 山本 清博
(コード番号：6845 東証プライム)
問合せ先 グループ経営管理本部長 赤羽根 利彦
(TEL：03-6810-1010)

社員株式給付制度（J-ESOP）の一部改定に関するお知らせ

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、当社の社員に対し当社株式を給付するインセンティブプランとして2017年5月より導入している「社員株式給付制度（J-ESOP）」（以下、「現行 J-ESOP 制度」といいます。）について、当社の株価及び業績向上への社員の意欲や士気をより一層高めるため、社員に給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す制度（J-ESOP-RS）へ改定することにつき決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度改定に伴う、信託規模や株式取得方法に当たっては、別途、社内機関決定を経て、適時に開示させていただく予定です。

記

1. 現行 J-ESOP 制度の改定の背景及び目的

当社は、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性を高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めるため、社員に対して当社の株式を給付するインセンティブプランである現行 J-ESOP 制度を 2017 年 5 月に導入し、社員の業績貢献度等に応じて当社株式を給付してきました。

今般、当社のサステナビリティ経営の推進において極めて重要である「人的資本への投資強化」の観点から、現行 J-ESOP 制度について一部改定を実施することとしました。今回の改定により、退職時までの譲渡制限付きながら社員へ給付する株式に関し、社員の在職時からの議決権行使ならびに配当金受領を実現し、社員向けのインセンティブプランを強化することで、社員の処遇と当社の株価や業績との連動性をより高め、社員エンゲージメントの強化を目指し、持続的な企業価値の向上に繋げていくことを目的としています。

2. J-ESOP-RS 制度の概要

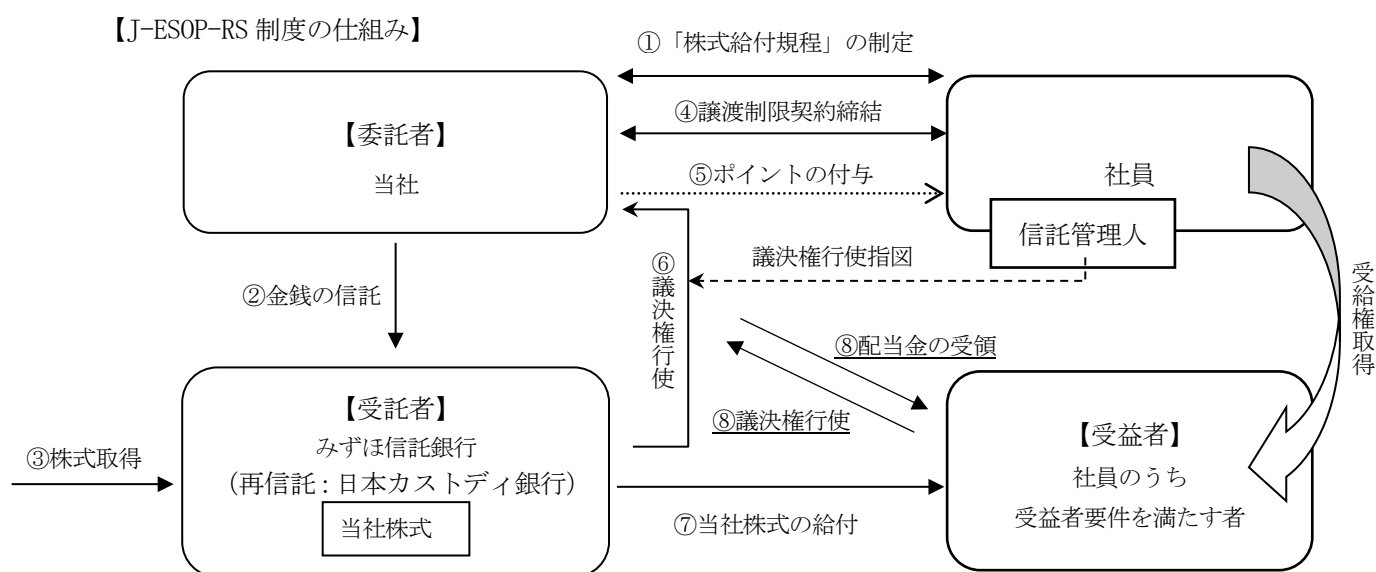
J-ESOP-RS 制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の社員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、J-ESOP-RS 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下、「本信託」といいます。）を通じ、社員に対し個人の貢献度等を勘案して計算されるポイン

トを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。なお、社員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、社員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で「3. 社員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要」に記載のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、社員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該社員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

当社社員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOP-RS 制度の導入により、当社社員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことが期待される他、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。



※下線は現行 J-ESOP 制度からの主な改定箇所を示します。

- ① 当社は、J-ESOP-RS 制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき社員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 社員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該社員の退職までの期間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、株式給付規程に基づき社員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき、不統一行使を前提に、信託勘定内の株式に係る議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、株式給付規程に基づき、社員が受給権を取得した場合、付与ポイント数に応じた当社株

式を給付します。

- ⑧ 給付された株式には④の契約に基づき譲渡制限が付されますが、受益者である社員に給付された株式に対する議決権については、受益者個人が議決権を行使し、配当については、受益者個人が受領します。

3. 社員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

社員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、社員は当社株式の給付に先立ち、当社との間で以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（社員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において社員がすでに退職している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

社員は、当社株式の給付を受けた日から当社を退職する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行うことができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

社員が、当社を正当な理由により退職しまたは死亡により退職した場合した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行うことができないよう、譲渡制限期間中は、対象となる社員が当社指定の証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

4. 本信託の概要

- (1) 信託の名称 : 株式給付信託 (J-ESOP-RS)
- (2) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (3) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (4) 委託者 : 当社
- (5) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- (6) 受益者 : 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
- (7) 信託管理人 : 当社の社員より選定
- (8) 信託契約日 : 2017年5月29日 (現行J-ESOP制度における信託契約日)
- (9) 制度改定日 : 2025年4月1日 (予定)
- (10) 信託設定日 : 2017年5月29日 (現行J-ESOP制度における信託設定日)
- (11) 信託の期間 : 2017年5月29日から2027年6月30日まで

(ただし、信託終了日より1か月以上前に委託者または受託者から書面による特段の申し出がない場合は、当該信託期間は、更に10年間延長されるものとし、以後同様とします。)

以上